

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

【特定路外駐車場チェックリスト】

根拠法令		基 準	判定	
			適	否
第2条	第1項	路外駐車場車いす使用者用駐車施設を、駐車場の規模に応じて次のとおり設けること。		
		200台以下は総数の2%以上(端数切上げ) 200台超は1%+2以上(端数切上げ)	☐	☐
	第2項	路外駐車場車いす使用者用駐車施設は次に掲げるものでなければならない。		
		幅は350cm以上とする。	☐	☐
		路外駐車場車いす使用者施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。	☐	☐
		省令第3条第1項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。	☐	☐
第3条	第1項	路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。	☐	☐
	第2項	当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。	☐	☐
		当該路外駐車場移動等円滑化経路上を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。	☐	☐
		当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。		
		幅は120cm以上とすること。	☐	☐
		50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	☐	☐
		当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。		
		幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。	☐	☐
		勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。	☐	☐
		高さが75cmを超えるもの(勾配が1/20を超えるものに限る。)にあつては、高さ75cm以内ごとに踏み幅が150cm以上踊場を設けること。	☐	☐
		勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	☐	☐